

介 護 予 防
訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン

【介護予防居宅サービス事業者】

サービスの種類	介護予防訪問リハビリテーション（介護保険法第8条の2第5項）	
指定単位	種類別に事業所ごと	
指定申請書記載事項	申請書等様式参照	
介護保険法	申請者	病院、診療所又は介護老人保健施設により行われるもの。 病院又は診療所により行われるものは、法人格はなくともよい。 （介護保険法第115条の2第2項）
	設備人員基準	別表設備人員基準参照
	運営基準	別表運営基準参照
	経過措置	保険医療機関の指定等を受けていれば、介護保険法による指定があったものとみなされる（介護保険法施行法第4条）
	その他	保険医療機関の指定等があったときは、介護保険法による指定があったものとみなす（介護保険法第71条）

・ **介護予防訪問リハビリテーション**

居宅要支援者（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。）について、その者の居宅において、その介護予防を目的として厚生労働省令で定める期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション（介護保険法第8条の2第5項）

1 「厚生労働省令で定める基準」（介護保険法施行規則第22条の7）

病状が安定期にあり、居宅において、心身の機能の維持回復及び日常生活上の自立を図るために、診療に基づき実施される計画的な医学的管理の下における理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを要すること

2 「厚生労働省令で定める期間」（介護保険法施行規則第22条の2）

居宅要支援者ごとに定める介護予防サービス計画において定めた期間

◎介護予防訪問リハビリテーション事業所の指定基準

介護予防訪問リハビリテーション事業所の指定を受けるためには、次の「Ⅰ 人員に関する基準」、「Ⅱ 設備に関する基準」、「Ⅲ 運営に関する基準」及び「Ⅳ 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」をすべて満たす必要があります。

	内 容
Ⅰ 人員に関する基準	<p>介護予防訪問リハビリテーションに従事する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が配置されていること</p> <p>*事業者が介護老人保健施設の場合、医師の指示を受けた理学療法士又は作業療法士が、利用者の居宅を訪問して訪問リハビリテーションを行った場合には、当該訪問の時間は、介護老人保健施設の人員基準の算定に含めない。</p> <p>※具体的には、19-3ページ以降をご覧ください。</p>
Ⅱ 設備に関する基準	<p>1 事業を行うために必要な広さの専用の区画を有すること</p> <p>2 必要な設備及び備品等を備えること</p> <p>*当該病院、診療所又は介護老人保健施設における診療用に備え付けられたものを使用することができる。</p> <p>※具体的には、19-3ページ以降をご覧ください。</p>
Ⅲ 運営に関する基準	<p>※19-3ページ以降をご覧ください。</p>
Ⅳ 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	<p>※19-12ページ以降をご覧ください。</p>

◎介護予防訪問リハビリテーション事業所に関する指定基準について（法第15条の4）

【凡 例】

「法」＝介護保険法（平成9年法律第123号）

「規則」＝介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）

「平18厚令35」＝指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生省令第35号）

「平11老企25」＝指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年老企第25号：老人保健福祉局企画課長通知）

「平12老計8」＝指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて（平成12年老計第8号：老人保健福祉局老人福祉計画課長通知）

※「平18厚令35第84条準用（第8条）」は、「平18厚令35第84条により準用する第8条」という意味です。

I 人員に関する基準（平18厚令35第79条）

指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所ごとに、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を適当数置かなければならない。

II 設備に関する基準（平18厚令35第80条）

(1) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所は、

- ① 病院、診療所又は介護老人保健施設であること。
- ② 指定介護予防訪問リハビリテーションの事業の運営を行うために必要な広さ（利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペース）を有する専用の区画を設けていること。なお、業務に支障がないときは、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業を行うための区画が明確に特定されていなければならない。
- ③ 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えていること。

(2) 設備及び備品等については、当該病院、診療所又は介護老人保健施設における診療用に備え付けられたものを使用することができる。

III 運営に関する基準

1 内容及び手続の説明及び同意

(1) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。（平18厚令35第84条準用（第8条））

(2) 文書は、わかりやすいものとしなければならない。（平11老企25第3の一の3の(1)）

準用)

2 提供拒否の禁止

指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問リハビリテーションの提供を拒んではならない。(平 18 厚令 35 第 84 条準用(第 9 条))

特に要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否してはならない。(平 11 老企 25 第 3 の一の 3 の(2)を準用)

3 サービス提供困難時の対応

指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、当該指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問リハビリテーションを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問リハビリテーション事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。(平 18 厚令 35 第 84 条準用(第 10 条))

4 受給資格等の確認

(1) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめなければならない。(平 18 厚令 35 第 84 条準用(第 11 条第 1 項))

(2) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問リハビリテーションを提供するよう努めなければならない。(法第 115 条の 3 第 2 項、平 18 厚令 35 第 84 条準用(第 11 条第 2 項))

5 要支援認定の申請に係る援助

(1) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。(平 18 厚令 35 第 84 条準用(第 12 条第 1 項))

(2) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。(平 18 厚令 35 第 84 条準用(第 12 条第 2 項))

6 心身の状況等の把握

指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。(平 18 厚令 35 第 84 条準用(第 13 条))

7 介護予防支援事業者等との連携

(1) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションを提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。(平 18 厚令 35 第 84 条準用(第 67 条第 1 項))

(2) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び介護予防支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。(平 18 厚令 35 第 84 条準用(第 67 条第 2 項))

8 介護予防サービス費の支給を受けるための援助

指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供の開始に際し、利用申込者が規則第 83 条の 9 各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。(平 18 厚令 35 第 84 条準用(第 15 条))

9 介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供

指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問リハビリテーションを提供しなければならない。(平 18 厚令 35 第 84 条準用(第 16 条))

10 介護予防サービス計画等の変更の援助

指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。(平 18 厚令 35 第 84 条準用(第 17 条))

11 身分を証する書類の携行

- (1) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。(平 18 厚令 35 第 84 条準用(第 18 条))
- (2) 証書等には、当該指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の名称、当該理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の氏名の記載をしなければならない。(平 11 老企 25 第 3 の一の 3 の(8)を準用)

12 サービスの提供の記録

- (1) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した際には、当該指定介護予防訪問リハビリテーションの提供日及び内容、当該指定介護予防訪問リハビリテーションについて法第 53 条第 4 項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。(平 18 厚令 35 第 84 条準用(第 19 条第 1 項))
- (2) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。(平 18 厚令 35 第 84 条準用(第 19 条第 2 項))

13 健康手帳への記載

指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、提供した指定介護予防訪問リハビリテーションに関し、利用者の健康手帳（老人保健法第 13 条の健康手帳をいう。）の医療の記録に係るページに必要な事項を記載しなければならない。ただし、健康手帳を有しない者については、この限りでない。(平 18 厚令 35 第 84 条準用(第 68 条))

なお、医療の記録のページには、以下の記載をしなければならない。(平 11 老企 25 第 3 の三の 3 の(2)を準用)

- ①「医療機関等の名称・所在地・電話」の欄には、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の名称、所在地及び電話番号
- ②「外来・入退院年月日」の欄には、利用開始及び終了年月日

14 利用料等の受領

- (1) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額から当該介護予防指定訪問リハビリテーション事業者を支払われる介護予防サービ

ス費の額を控除して得た額の支払を受けなければならない。(平 18 厚令 35 第 81 条第 1 項)

- (2) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定介護予防訪問リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額と、健康保険法第 63 条第 1 項に規定する療養の給付又は老人保健法第 17 条第 1 項に規定する医療のうち指定介護予防訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。(平 18 厚令 35 第 81 条第 2 項)
- (3) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、上記(1)、(2)の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問リハビリテーションを行う場合は、それに要した交通費の額以外の支払を利用者から受けてはならない。(平 18 厚令 35 第 81 条第 3 項)
- (4) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。(平 18 厚令 35 第 81 条第 4 項)
- (5) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に要した費用につきその支払を受ける際、当該支払をした居宅要支援被保険者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証を交付しなければならない。(法第 53 条第 7 項準用(第 41 条 8 項))
- (6) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、法第 53 条第 7 項において準用する法第 41 条第 8 項の規定により交付しなければならない領収証に、指定介護予防訪問リハビリテーションについて居宅要支援被保険者から支払を受けた費用の額のうち、法第 53 条第 2 項第 1 号又は第 2 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定介護予防訪問リハビリテーションに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防訪問リハビリテーションに要した費用の額とする。)に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。(規則第 85 条準用(第 65 条))

15 保険給付の請求のための証明書の交付

指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問リハビリテーションに係る利用料の支払を受けた場合、提供した指定介護予防訪問リハビリテーションの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。(平 18 厚令 35 第 84 条準

用(第 21 条))

16 利用者に関する市町村への通知

指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションを受けている利用者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。(平 18 厚令 35 第 84 条準用(第 23 条))

- ① 正当な理由なしに指定介護予防訪問リハビリテーションの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。(平 18 厚令 35 第 84 条準用(第 23 条第 1 号))
- ② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。(平 18 厚令 35 第 84 条準用(第 23 条第 2 号))

17 管理者の責務

- (1) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の管理者は、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の従業者の管理及び指定介護予防訪問リハビリテーションの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。(平 18 厚 35 第 84 条準用(第 52 条第 1 項))
- (2) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の従業者に、平成 18 年 3 月 14 日厚生省令第 35 号の「第 5 章第 4 節 運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行わなければならない。(平 18 厚令 35 第 84 条準用(第 52 条第 2 項))

18 運営規程

指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる重要事項を内容とした運営規程を定めなければならない。(平 18 厚令 35 第 82 条)

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③ 営業日及び営業時間
- ④ 指定介護予防訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額
- ⑤ 通常の事業の実施地域
- ⑥ その他運営に関する重要事項

19 勤務体制の確保等

- (1) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問リハビリテーションを提供できるよう、指定介護予防訪問リハビリテーション事業

所ごとに、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務の体制を定めなければならない。(平 18 厚令 35 第 84 条準用(第 28 条第 1 項))

- (2) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、指定介護予防訪問リハビリテーションに従事する理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士を明確にするとともに、それらの者の職務の内容、常勤・非常勤の別等を明確にしなければならない。(平 11 老企 25 第 3 の四の 3 の(5)の②)
- (3) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士については、労働者派遣法に規定する派遣労働者であってはならない。(平 11 老企 25 第 3 の四の 3 の(5)の②)
- (4) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所ごとに、当該指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士によって指定介護予防訪問リハビリテーションを提供しなければならない。(平 18 厚令 35 第 84 条準用(第 28 条第 2 項))
- (5) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。(平 18 厚令 35 第 84 条準用(第 28 条第 3 項))

20 衛生管理等

- (1) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。(平 18 厚令 35 第 84 条準用(第 29 条第 1 項))
特に、指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が感染源となることを予防し、また理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じなければならない。(平 11 老企 25 第 3 の一の 3 の(20)を準用)
- (2) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。(平 18 厚令 35 第 84 条準用(第 29 条第 2 項))

21 掲示

指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。(平 18 厚令 35 第 84 条準用(第 30 条))

22 秘密保持等

- (1) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。(平 18 厚令 35 第 84 条準用(第 31 条))
- (2) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、当該指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。(平 18 厚令 35 第 84 条準用(第 31 条第 2 項))
- (3) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得なければならない。(平 18 厚令 35 第 84 条準用(第 31 条第 3 項))

23 介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止

指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。(平 18 厚令 35 第 84 条準用(第 33 条))

24 苦情処理

- (1) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、提供した指定介護予防訪問リハビリテーションに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。(平 18 厚令 35 第 84 条準用(第 34 条第 1 項))
具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行わなければならない。(平 11 老企 25 第 3 の一の 3 の(23)の①を準用)
- (2) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。(平 18 厚令 35 第 84 条準用(第 34 条第 2 項))
利用者及びその家族からの苦情に対し、指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、その内容等を記録しなければならない。また、指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行わなければならない。(平 11 老企 25 第 3 の一の 3 の(23)の②を準用)

- (3) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、提供した指定介護予防訪問リハビリテーションに関し、法第 23 条（文書の提出等）の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じなければならない。また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。（平 18 厚令 35 第 84 条準用（第 34 条第 3 項））
- (4) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。（平 18 厚令 35 第 84 条準用（第 34 条第 4 項））
- (5) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、提供した指定介護予防訪問リハビリテーションに係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う法第 176 条（連合会の業務）第 1 項第 2 号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。（平 18 厚令 35 第 84 条準用（第 34 条第 5 項））
- (6) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。（平 18 厚令 35 第 84 条準用（第 34 条第 6 項））

25 事故発生時の対応

- (1) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。（平 18 厚令 35 第 84 条準用（第 35 条第 1 項））
- (2) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しなければならない。（平 18 厚令 35 第 84 条準用（第 35 条第 2 項））
- (3) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。（平 18 厚令 35 第 84 条準用（第 35 条第 3 項））
- (4) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じなければならない。（平 11 老企 25 第 3 の一の 3 の (24) の③を準用）

26 会計の区分

- (1) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。（平 18 厚令 35 第 84 条準用

(第 36 条第 1 項)

- (2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」(平 13 年老振発第 18 号：厚生労働省老健局振興課長通知)に沿って適切に行わなければならない。(平 11 老企 25 第 3 の一の 3 の(25)を準用)

27 記録の整備

- (1) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。(平 18 厚令 35 第 83 条第 1 項)
- (2) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。(平 18 厚令 35 第 83 条第 2 項)
- ① 介護予防訪問リハビリテーション計画
 - ② 平 18 厚令 35 第 84 条において準用される第 19 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - ③ 平 18 厚令 35 第 84 条において準用される第 23 条に規定する市町村への通知に係る記録
 - ④ 平 18 厚令 35 第 84 条において準用される第 34 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録
 - ⑤ 平 18 厚令 35 第 84 条において準用される第 35 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録
- (3) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する記録には診療記録が含まれるものであること。(平 11 老企 25 第 3 の四の 3 の(4))

IV 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

1 指定介護予防訪問リハビリテーションの基本取扱方針

- (1) 指定介護予防訪問リハビリテーションは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。(平 18 厚令 35 第 85 条第 1 項)
- (2) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。(平 18 厚令 35 第 85 条第 2 項)
- (3) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。(平 18 厚令 35 第 85 条第 3 項)
- (4) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービス提供に努めなければならない。(平 18 厚令 35 第 85 条第 4 項)
- (5) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない

らない。(平 18 厚令 35 第 85 条第 5 項)

前(1)から(5)について特に留意すべきところは、次のとおりである。

- ①指定介護予防訪問リハビリテーションは、利用者の心身の状態を踏まえて、妥当適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、主治医との密接な連携のもとに介護予防訪問リハビリテーション計画に沿って行わなければならない。また、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たって、別の医療機関の医師から情報提供を受けて、指定介護予防訪問リハビリテーションを実施する場合は、当該情報提供を行った医療機関の医師との間で十分な連携を図らなければならない。(平 11 老企 25 第 4 の三の 4 の(1)の①)
- ②介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行わなければならない。(平 11 老企 25 第 4 の三の 4 の(1)の②)
- ③指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、利用者の心身の状態、リハビリテーションの内容やそれを提供する目的、具体的な方法、リハビリテーションに必要な環境の整備、療養上守るべき点及び療養上必要な目標等、療養上必要な事項について利用者及び家族に理解しやすいよう指導又は説明を行わなければならない。また、介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めなければならない。(平 11 老企 25 第 4 の三の 4 の(1)の③)
- ④サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮しなければならない。(平 11 老企 25 第 4 の三の 4 の(1)の④)
- ⑤提供された介護予防サービスについては、介護予防訪問リハビリテーション計画に定める目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うなど、その改善を図らなければならない。(平 11 老企 25 第 4 の三の 4 の(1)の⑤)

2 指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針

- ①指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行わなければならない。(平 18 厚令 35 第 86 条第 1 項)
- ②医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、①に規定する利用者の日常生活

全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問リハビリテーション計画を作成しなければならない。(平 18 厚令 35 第 86 条第 2 項)

- ③介護予防訪問リハビリテーション計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。(平 18 厚令 35 第 86 条第 3 項)
- ④介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、主治医又は主治の歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、置かれている環境等を把握・分析し、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供によって解決すべき問題状況を明らかにした上で(アセスメント)、これに基づき、支援の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的な内容、期間等を明らかにするものとする。なお、既に介護予防サービス計画が作成されている場合には、当該計画に沿って介護予防訪問リハビリテーション計画を立案しなければならない。(平 11 老企 25 第 4 の三の 4 の(2)の①)
- ⑤医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。(平 18 厚令 35 第 86 条第 4 項)
- ⑥医師又は理学療法士、作業療法士、若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した際には、当該介護予防訪問リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。(平 18 厚令 35 第 86 条第 5 項)
- ⑦指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行わなければならない。(平 18 厚令 35 第 86 条第 6 項)
- ⑧指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。(平 18 厚令 35 第 86 条第 7 項)
- ⑨医師または理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画の目標や内容等について、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行わなければならない。また、介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した際には遅滞なく利用者に交付しなければならない。(平 11 老企 25 第 4 の三の 4 の(2)の②)
- ⑩指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。(平 18 厚令 35 第 86 条第 8

項)

- ⑪理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、それぞれの利用者について、介護予防訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告するものとする。(平 18 厚令 35 第 86 条第 9 項)
- ⑫医師または理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画に基づくサービス提供の開始時から、当該介護予防訪問リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防訪問リハビリテーション計画の実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)を行わなければならない。(平 18 厚令 35 第 86 条第 10 項)
- ⑬医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。(平 18 厚令 35 第 86 条第 11 項)
- ⑭医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問リハビリテーション計画の変更を行わなければならない。(平 18 厚令 35 第 86 条第 12 項)
- ⑮①から⑬までの規定は⑭の介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。(平 18 厚令 35 第 86 条第 13 項)